

# 令和5年度福祉サービス券

市では、65歳以上の方や、要介護認定を受けている方などを対象に、在宅で受けられる介護保険以外の高齢者サービスを行っています。

利用には申し込みが必要です。申し込み方法や、各種制度の詳細についてはお問い合わせください。

## 申請場所

長寿いきがい課⑬～⑱番窓口  
地域局市民福祉課④番窓口

問合せ 長寿いきがい課

☎89・2156  
地域局市民福祉課  
☎73・5500



## ●家族介護用品購入費助成券 (おむつ券)

おむつ、パッド、清拭剤(せいしきざい)、防水シート、使い捨て手袋、おむつかバーの購入に関する助成券を交付します。

### 対象

在宅で要介護認定を受けている市民税非課税の方、またはその方を介護する家族など

## 助成額

おむつ使用者の要介護度によって助成額が異なります。

要介護4または5：  
月額6250円

要介護3……………：  
月額5000円

要介護1または2：  
月額2500円

※助成券の交付後に要介護区分が変更になった場合は、変更後の要介護区分に対応する助成券と交換できます。

## ●軽度生活援助事業利用券 (シルバー券)

除雪、草取り、軽微な修繕などの日常生活上の援助に対する助成券を交付します。

### 対象

65歳以上の方のみの世帯など

## 交付枚数

年間16枚(除雪や草取りなどに使用できる券12枚、除雪専用の券4枚)

※1枚につき援助員1人が1時間間の作業を行います。

※交付は1つの家につき1冊です。(同じ家に65歳以上のみで構成される世帯が2つ以上ある場合も1冊のみ交付)

## 利用負担金

・生活保護受給世帯：無料  
・利用者および同居者全員が市民税非課税：

1枚につき100円

・利用者および同居者に市民税課税者がいる：  
1枚につき300円

## ●訪問理容サービス券

自宅訪問による理美容サービスが受けられるサービス券を交付します。

### 対象

在宅で寝たきりの市民税非課税の方

※寝たきりとは要介護認定を受けていて「要介護4以上」または「要介護3以下で寝たきり度がB1以上」のことです。

交付枚数 年間4枚

## ●はり・きゅう・マッサージュ施術券

はり・きゅう・マッサージュなどの治療院で利用できる施術券を交付します。

### 対象

65歳以上で、世帯全員が市民税非課税の方

## 助成額

施術1回につき800円

交付枚数 年間10枚



訪問理容サービス券



家族介護用品購入費助成券(おむつ券)



はり・きゅう・マッサージュ施術券



軽度生活援助事業利用券(シルバー券)